

働き方改革等実態調査・分析業務委託仕様書

1 業務名

働き方改革等実態調査・分析業務

2 業務の目的

人口減少傾向が続く中、本県産業の持続的な成長に向けて安定的に産業人材を確保することが重要課題となっている。深刻化している県内企業の人手不足の解消するためには、若年者の県外流出の抑制のほか、育児や介護など様々な事情を抱える方や女性、高齢者、障害者も含め、多様な人材の活躍を促進する必要がある、そのための職場環境の改善や働き方改革をこれまで以上に推進していかなければならない。

県内企業における働き方改革の推進を効率的かつ効果的に実施するため、県内企業及び労働者の働き方改革に関する実態やニーズを調査分析し、本県の実情を踏まえた施策・事業につなげていくための基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成するため、県内企業及び労働者それぞれを対象とした働き方改革に関する実態やニーズについて調査を実施する。具体的には、調査項目の検討、調査票の作成、発送、回収、調査結果の集計、分析、報告書の作成を行う。

(1) 県内企業への調査

①調査対象

- ・山梨県内に本社又は事業所のある法人5,000社以上
- ・有効回答数は1,750社以上とし、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計及び十分な分析を行うに必要となる数を確保すること。

②調査方法

- ・対象企業に郵送で調査票を送付し、回答は郵送またはWebによること。
- ・受託者はWeb回答フォームを作成すること。

③調査期間

令和5年12月～令和6年1月

④調査内容及び集計方法

次の事項について調査を実施し、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計により集計・分析を行うこと。

- ・企業概要
- ・従業員の状況
- ・働きやすい職場づくりへの支援制度

- ・育児休業制度
- ・介護休業制度
- ・子の看護休暇制度
- ・育児休業制度等を導入していない理由
- ・女性活躍推進
- ・非正規労働者
- ・高年齢者就労
- ・県への意見、要望
- ・その他、企画提案した事項に加え、「2 業務の目的」を達成するために県が必要と考える事項

⑤企業が将来的な働き方改革等に意欲・関心を持って調査に協力できるよう、創意・工夫をすること。

⑥調査結果のうち、業務執行のためにさらに深掘りすべき回答については、ヒアリング調査等を追加で実施すること。

(2) 県内労働者（個人）への調査

①調査対象

- ・(1) ①の企業の従業員10,000人以上
- ・有効回答数は3,500人以上とし、産業別、年代別、性別、正規雇用・非正規雇用などの属性を合わせたクロス集計及び十分な分析を行うに必要となる数を確保すること。

②調査方法

- ・対象企業に郵送で調査票を送付し、回答は郵送またはWebによること。
- ・受託者はWeb回答フォームを作成すること。

③調査期間

令和5年12月～令和6年1月

④調査内容及び集計方法

次の事項について調査を実施し、産業別・職種別・企業規模別などの属性を合わせたクロス集計等により集計・分析を行うこと。

- ・労働者自身
- ・勤務状況
- ・就労状況
- ・仕事と生活の両立を支援する制度
- ・仕事と子育ての実態
- ・仕事と介護の実態
- ・育児休業制度
- ・女性活躍推進
- ・非正規労働者

- ・高年齢者就労
 - ・働くことに対する考え
 - ・県への意見、要望
 - ・その他、企画提案した事項に加え、「2 業務の目的」を達成するために県が必要と考える事項
- ⑤労働者が将来的な働き方改革に関心を持って調査に協力できるよう、創意・工夫をすること。
- ⑥調査結果のうち、業務執行のためにさらに深掘りすべき回答については、ヒアリング調査等を追加で実施すること。

(3) 要因分析及び施策提案

- ① (1) 及び (2) の調査結果が生じた要因を分析すること。
- ② (1) 及び (2) の調査結果を踏まえ、本県において今後の施策の検討に参考となる国や他都道府県、民間で取り組んでいる先進事例について調査・整理すること。

(4) その他

- 調査項目については、事前に県の担当者等と打合せを実施し決定すること。
- 本業務の遂行に際して、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、必要な都度、県の担当者等との打ち合わせを実施すること。

5 成果品

(1) 中間報告

4 (1) 及び (2) の調査について、令和6年1月12日(金)までにあった回答を集計して中間報告を作成の上、令和6年1月19日(金)までに山梨県に提出すること。また、山梨県の要請に応じて、随時、集計データを提出すること。

【提出物】

- ①中間報告書 5部 (A4判、縦型、横書き、A3判の折り込み可、カラー)
 - ②電子データ (①を格納したもの)
- ※ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式(ワード、エクセル、パワーポイント等)とする。

(2) 業務完了報告

【提出物】

- ①最終報告書 5部 (A4判、縦型、横書き、A3判の折り込み可、カラー)
- ②最終報告書概要版
- ③その他(打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント) 5部
- ④電子データ 1式(最終報告書、最終報告書概要版、本業務で収集・作成したデータ一式)

【納期】令和6年3月15日（金）

6 業務上の留意事項

- (1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合には、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。